

(盛岡市許可)産業廃棄物収集運搬業 許可申請書添付書類一覧(個人用)		チ エ ツ ク
新:新規許可申請 更:更新許可申請 変:変更許可申請		
・ 公的機関から発行される証明書等は、原則として3か月以内に発行された原本を提出してください。		
・ 様式及び添付書類に不備がある場合は、受付できない場合があります。		
・ 具体的な記載内容については、記載例と注意事項を参照してください。		
・ ●・・・添付が必要なもの		
・ △・・・更新時、変更がある場合のみ添付が必要なもの		
・ ※・・・変更に係るものを添付		

○ 様式及び添付書類

No	新	更	変	書類の名称	
1	●	●	-	産業廃棄物収集運搬業許可申請書(様式第六号 第1～3面)	
2	-	-	●	産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書(様式第十号 第1～3面)	
3	●	△	●	(様式第六号の二 第1面)	<事業計画の概要を記載した書類> 詳細:注意事項No.1参照 注)更新許可に限り、 前回の新規又は変更許可更新時から事業計画に変更が無い場合には 、「変更がない旨を記載した書類(任意様式)」を添付することにより、書類の提出を省略することができます。(様式第六号の二第2面、付近の見取図(事業場)を除く。)
4	●	●	●	(様式第六号の二 第2面)	
5	●	●	●	付近の見取図(事業場)	
6	●	△	●	(様式第六号の二 第3面) (積替え保管を行う場合) <新規・変更許可の場合> 事前協議を終了している施設については、事前協議結果通知の写しを添付することにより省略することができます。詳細:注意事項No.9(1)参照 <更新許可の場合> 前回の新規又は更新許可申請時から施設に変更が無い旨を記載した書類(任意様式)を添付することにより省略することができます。(施設の現地確認に伴い、必要に応じて現況の図面等の提出を求められます。詳細:注意事項No.9(2)参照)	
7	●	△	●	(様式第六号の二 第4面)	
8	●	△	●	(様式第六号の二 第5面)	
9	●	-	-	(様式第六号の二 第6面)収集運搬用車両の写真(前面、側面の2方向から撮影したもの) 注1)車両番号が明瞭に確認できること。 注2)車両荷台側面がシート、あおり等で覆われていないこと(車体側面の表示が隠れないように)。 注3)車両に他事業者の名称が表記されていないこと。 注4)車両の側面に「産業廃棄物の収集運搬の用に供する車両である旨」、「事業者名」、「許可番号の下6桁以上」が表示されていることが明瞭に確認できること。 注5)新規許可申請時には、注4)の写真に代え、表示案を提出してください。 (他県等で既に許可を取得している場合を除く。)詳細:注意事項No.2(2)参照	
10	●	-	-	車検証の写し又は自動車検査証記録事項(有効期間内にあるもの) 詳細:注意事項No.2(3)参照	
11	●	-	-	賃貸借契約書の写し(車両を借用している場合) 詳細:注意事項No.2(3)参照	
12	●	-	※	(様式第六号の二 第7面)収集運搬容器等の写真	
13	●	●	●	(様式第六号の二 第8面) 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記した書面 注)該当がない場合もその旨記載して提出してください。詳細:注意事項No.5参照	
14	●	●	●	(様式第六号の二 第9面)資産に関する調書 詳細:注意事項No.7参照 注)負債が資産を上回る場合は中小企業診断士による診断書を提出してください。	
15	●	●	●	(様式第六号の二 第10面)申請者が欠格要件に該当しない者であることを誓約する書面 注)欠格要件については、別紙「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」欠格要件チェックシート(提出不要)を御参照ください。	

次ページへ

(盛岡市許可)産業廃棄物収集運搬業 許可申請書添付書類一覧(個人用)					チ エ ツ ク
新:新規許可申請 更:更新許可申請 変:変更許可申請					
No	新	更	変	書類の名称	
16	●	-	※	・事務所(契約事務等を行う場所)の不動産(建物)に係る不動産登記事項証明書 ・住宅地図の写し・法務局発行の公図 注)公図には事務所の位置を記載してください。詳細:注意事項No.3参照	
17	●	-	※	・事業場(駐車場・積替え保管施設)の不動産(土地)に係る不動産登記事項証明書 ・事業場に係る図面(平面図・見取り図)・住宅地図の写し・法務局発行の公図 注)公図には、事業場の位置を記載してください。地目が畑、田の場合は農地転用許可証の写しを添付してください。詳細:注意事項No.3参照	
18	●	-	※	賃貸借契約書等の写し(不動産を借用している場合) 詳細:注意事項No.3参照	
19	●	●	●	申請者又は政令使用人が受講した産業廃棄物収集運搬業許可講習会修了証の写し 注)有効期間は新規許可講習会5年、更新許可講習会2年(申請日時点において有効であること) 詳細:注意事項No.4参照	
20	●	●	●	申請者に係る住民票の写し(市町村発行の証明書原本。本籍地(外国籍の場合は国籍・地域)の記載があり、マイナンバーの記載がないもの)◆(コピーは必要)	
21	●	●	●	申請者に係る登記されていないことの証明書◆ (提出できない場合、別途、当該業務を適切に行うことができることが確認できる書類を提出いただきますので、事前に御相談ください。) 詳細:注意事項No.12(9)	
22	●	●	●	・所得税申告関係書類の写し(直前3年分) ・税務署発行の所得税納税証明書「その1. 納税額証明用」又は源泉徴収票の写し(直前3年分) ・預貯金残高証明書・固定資産評価証明書 詳細:注意事項No.7参照	
23	●	-	-	盛岡市以外(岩手県を含む)で取得している許可証の写し(他県等で許可を有している場合) 注)最新のを1自治体分提出してください。	
24	●	△	●	収集場所を管轄する県等(岩手県を含む)の産業廃棄物収集運搬業許可証の写し (収集場所が盛岡市以外の場合)	
25	●	△	●	・運搬先を管轄する県等(岩手県を含む)の産業廃棄物収集運搬業許可証の写し ・予定搬入事業場に係る産業廃棄物処分業許可証の写し (運搬先が盛岡市以外の場合)	
26	●	●	●	委任状(行政書士が代理人として手続を代行する場合) 注)申請書第1面にも行政書士名の記名及び職印の押印をお願いします。	
27	●	●	●	盛岡市収入証紙 詳細:注意事項「申請手数料」の項目	
<p>◆・・・先行許可証(申請時より5年以内に発行された産業廃棄物処理業許可証又は産業廃棄物処理施設設置許可証の原本で、許可証の提示による身分関係書類提出の省略をせずに受けた許可に係るもの)により省略できる書類 なお、本籍地の確認のため、住民票の写しのコピーを各人分添付する必要があります。詳細:注意事項No.12(6) ・複数の申請書・届出等を提出する場合、1つの申請書等に原本を添付し、別の申請書等にはその旨を記載した書類を添付することで、共通する書類の添付を省略することができます。詳細:注意事項No.12(7)</p>					